平成２４年（フ）第４１号
鹿児島県奄美市名瀬小浜町２番21―703号、旧住所鹿児島県奄美市名瀬小浜町４番28号ＡＩＳビル５－Ｆ
債務者　杉浦　將美
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（フ）第４２号
鹿児島県奄美市名瀬小浜町２番21―703号、旧住所鹿児島県奄美市名瀬小浜町４番28号ＡＩＳビル５－Ｆ
債務者　杉浦トモ子（旧姓西之原）
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（フ）第１６７号
富山市赤田42番地
債務者　坂井　靖子
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６７号
広島県福山市能島３丁目17番３―405号
債務者　赤坂　佳則
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第３８０号
北九州市門司区藤松２丁目２番４―408号
債務者　有留　明夫
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３９号
宮城県石巻市北上町十三浜字崎山232番地144、旧住所宮城県桃生郡北上町十三浜字崎山232番地144
債務者　阿部　幸子
1　決定年月日時　平成24年８月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第７１３号
埼玉県越谷市蒲生愛宕町４番５号
債務者　山川　順子
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第５０号
千葉県木更津市吾妻２丁目２番12号
破産者　日比生　晃
1　決定年月日　平成24年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１１３４号
北海道小樽市東雲町３番11号　ニューサンロード105号室、開始決定時の住所札幌市北区北23条西６丁目２番43号　ＳＴＧビル201号
破産者　國井　　忠
1　決定年月日　平成24年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１４０号
札幌市白石区川北１条２丁目10番１―101号、開始決定時の住所札幌市白石区川下１条５丁目１番24号
破産者　川口　壽治
1　決定年月日　平成24年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４８号
札幌市厚別区大谷地西６丁目４番17号
破産者　管野　義幸
1　決定年月日　平成24年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３０８号
札幌市豊平区平岸４条８丁目４番19号　マンション登喜和12号
破産者　竹田　勝利
1　決定年月日　平成24年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０５９号
札幌市東区北21条東８丁目４番１―101号
破産者　稲山　智明
1　決定年月日　平成24年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７８号
北海道苫小牧市美園町４丁目21番14号
破産者　住吉　謙二
1　決定年月日　平成24年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第５５号
仙台市宮城野区萩野町３丁目17番地の２　第１コーポ飯田102、従前の住所仙台市宮城野区宮城野３丁目６番15―311号
破産者　櫻井　　修
1　決定年月日　平成24年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１３６号
仙台市太白区郡山１丁目８番30―1402号
破産者　高清水恵利子
1　決定年月日　平成24年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３１０号
仙台市太白区太白２丁目20番７―308号
破産者　小野寺義則
1　決定年月日　平成24年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１５号
秋田県由利本荘市三条字三条谷地180番地５
破産者　栗田志津夫
1　決定年月日　平成24年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部